官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一〇二二）　一
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同一〇二三）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇二四）　二
○水先人に免許を与えた件（同一〇二五）　三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二〇六）　三
〔国会事項〕　三
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
登録漁ろう操船講習機関の登録事項の変更に関する公示（同）
法務
公証人任免（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一四）
除籍が滅失した件（同一一五）

〔公　告〕

諸事項

官庁
公示送達関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

特殊法人等
石炭鉱業年金基金清算人就任関係

会社その他

その他告示

○国土交通省告示第千二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から代表者の氏名等を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	多田　敏男
変更後	齋藤　智記

二　役員の氏名の変更

変更前	多田　敏男、近藤　康夫、高橋　敦、猪野　川　樹、干潟　貴未、野中　将二、齋藤　裕、原口　知記、阿部　茂雄、池上　玄、原口　弘香、健、丹羽　厚太郎、町田
変更後	齋藤　智記、近藤　康夫、高橋　敦、猪野　川　樹、干潟　貴未、野中　将二、原口　健

三　変更の年月日　令和八年六月二十四日

○国土交通省告示第千二十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関であるＴＡＣ株式会社から代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	多田　敏男
変更後	齋藤　智記

二　変更する年月日　令和八年六月二十四日

○国土交通省告示第千二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
夏栗谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市日高町夏栗
字見田　六八五番　一号及び二号
七一五番　三号
地先道路敷
七一四番　七号
七〇九番　八号
六九一番　十号
六九〇番　十一号
字八坂山　一四六番二　四号から六号まで
字秋葉山　一二四番　九号
一一三番　十二号
一一〇番　十三号から十五号まで
一〇九番　十六号から十八号まで
一〇八番　十九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大戈川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
兵庫県朝来市多々良木の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を平成二十九年国土交通省告示第八百六十九号で指定した同号十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 14′ 30.4272″	134° 49′ 07.1233″
2	35° 14′ 26.1691″	134° 49′ 08.2579″
3	35° 14′ 23.0503″	134° 49′ 05.9252″
4	35° 14′ 22.6023″	134° 49′ 05.4649″
5	35° 14′ 19.2295″	134° 48′ 58.2872″

6	35°14′19.5488″	134°48′58.1357″
7	35°14′20.6163″	134°48′57.7262″
8	35°14′20.9586″	134°48′57.7306″
9	35°14′21.5970″	134°48′58.0337″
10	35°14′22.3602″	134°48′54.9523″
11	35°14′23.2423″	134°48′55.4923″
12	35°14′23.8556″	134°48′55.9309″
13	35°14′24.4287″	134°48′56.5256″
14	35°14′25.1176″	134°48′57.1144″
15	35°14′26.3104″	134°48′58.6343″
16	35°14′26.5545″	134°48′58.8597″
17	35°14′27.7196″	134°49′00.9043″
18	35°14′29.7384″	134°49′04.9942″
19	35°14′29.5047″	134°49′06.2465″
20	35°14′30.1359″	134°49′06.5497″
21	35°14′30.5166″	134°49′06.3151″
22	35°14′30.9026″	134°49′05.7135″
23	35°14′30.8969″	134°49′04.9476″
24	35°14′31.2471″	134°49′04.2104″
25	35°14′31.7430″	134°49′03.8578″
26	35°14′32.1549″	134°49′03.5565″
27	35°14′32.1029″	134°49′03.9182″
28	35°14′31.4537″	134°49′04.5174″
29	35°14′31.2541″	134°49′05.4509″

○国土交通省告示第千二十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇一六六号	石塚　航平	神奈川県	令和八年七月十七日	東京湾水先区
第三〇〇一六七号	佐々木　駿	兵庫県	令和八年七月十七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇一六八号	藤本　迅平	愛知県	令和八年七月十七日	伊勢三河湾水先区

○防衛省告示第二百六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、追加提供及び新規提供が令和八年七月三十一日次のとおり決定された。

令和八年八月四日

防衛大臣　小泉進次郎

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六六	根岸住宅地区	横浜市	国有	土地：約二七三、〇〇〇平方メートル
	陸上施設		公有	土地：約二七〇平方メートル
			民有	土地：約一五六、〇〇〇平方メートル
			国有	建物：約三八、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物：囲障等

令和八年六月三十日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地：約一〇七、〇〇〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年八月十日から同年九月十八日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	土地：約一、九〇〇平方メートル 建物：約二九〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年八月十五日から同年九月十五日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊旭川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、新座市、東京都練馬区	国有	土地：約二一、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年八月八日から同年九月十八日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	土地：約四、一〇〇平方メートル 建物：約五、七〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二五　健軍駐屯地　熊本市　国有　土地…約一二、〇〇〇平方メートル　建物…約四、六〇〇平方メートル　工作物…水道等　訓練施設として追加提供する。　使用期間…令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間　二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤のための追加期間

◎新規提供施設番号　施設名　所在地名　所有関係　摘要

四一七九　善通寺駐屯地　善通寺市　国有　土地…約三、一〇〇平方メートル　建物…約四、〇〇〇平方メートル　工作物…水道等　訓練施設として新規提供する。　使用期間…令和八年八月十七日から同年九月十四日までの間　二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤のための追加期間

陸上自衛隊善通寺駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国会事項

衆議院

辞令

（議事部長）衆議院参事　石塚　公彦

国会職員法第十五条の七の規定による勤務延長の期限の到来により令和八年七月三十一日限り退職

（厚生労働委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　森　恭子

（国土交通委員会専門員）同　國廣　勇人

議院事務局法第十一条の規定により本職を免ずる（各通）

（庶務部副部長）衆議院参事　神谷　剛

（庶務部営繕課長）同　才木　潤

願により本職を免ずる（各通）（以上七月三十一日）

衆議院法制局

辞令

（第四部長）衆議院法制局参事　片山　敦嗣

願により本職を免ずる（七月三十一日）

人事異動

内閣

国家情報局長に任命する　原　和也

（羽曳野簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　植田　武志

願に依り本官を免ずる（以上七月三十一日）

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター所長）内閣衛星情報センター事務官　尾崎　義典

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター所長に配置換する

（外務省在大韓民国日本国大使館公使）外務事務官　松尾　裕敬

内閣事務官（内閣官房国家情報局次長）に昇任させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　寺岡　光博

内閣情報調査室の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　佐々木啓介

辞職を承認する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部長）同　室伏　祐二

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター管理部長に配置換する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部長）同　坂口昭一郎

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター技術部長に配置換する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長）同　和田　薫

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター次長に配置換する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部長）同　中原　直人

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター分析部長に配置換する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））同　加藤　達也

（同）同　岡　素彦

（同）同　立﨑　正夫

（同）同　孫崎　馨

（同）同　宮沢　忠孝

内閣官房内閣審議官（国家情報局）に配置換する

（各通）

（内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室））同　安藤　敦史

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　内藤惣一郎

内閣情報調査室の併任を解除する

国家情報局に併任する（各通）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　鎌谷　陽之

（外務省大臣官房審議官（総合外交政策局））外務事務官　藤田　伸也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家情報局））に併任する（各通）

（財務省大臣官房付）財務事務官　伊藤　美月

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　森　拡光

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　町田　達也

外務省に出向させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　井上　清敬

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（農林水産省経営局農地政策課長）農林水産事務官　矢澤　祐一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

（法務省大臣官房付）法務事務官　市川　慶

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家情報局））に転任させる

（国土交通省総合政策局付）国土交通事務官　石井　翔

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に転任させる

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　藤森　敬子

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）の併任を解除する

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長に配置換する

（内閣官房内閣参事官（国家情報局））に併任する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部会計課長）内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター管理部会計課長に配置換する　齊藤　憲士

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部総務課長）同　谷内　一智

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター管理部総務課長に配置換する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部管制課長）同　野呂　真悦

内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター技術部管制課長に配置換する

（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部企画課長）同　木村　裕明
内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター技術部企画課長に配置換する
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター総括開発官）同　前田　尚久
内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター総括開発官に配置換する
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部管理課長）同　吉岡　史織
内閣官房国家情報局内閣衛星情報センター分析部管理課長に配置換する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）兼内閣官房国家情報局）
（同）同　相澤　孝之
（同）同　市川　恭子
（同）同　尾崎　浩一
（同）同　恩賀　一
（同）同　木村　藍子
（同）同　兒玉　義和
（同）同　佐藤　義実
（同）同　本多　祐樹
（同）同　松原　剛史
（同）同　宮島　広成
（同）同　村上　優子
（同）同　山口　純
（同）同　山田　雅彦
（同）同　山本慎一郎
（同）同　山田　雅史
（同）同　山本　将之
内閣官房内閣参事官（国家情報局）に配置換する
（各通）
（防衛省大臣官房付）防衛事務官　西野　聰
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家情報局））に採用する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　鈴木　文孝
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　参鍋　健一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する（各通）

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　梅田　裕介
（文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課長）同
（文化庁企画調整課長）同
（経済産業省イノベーション・環境局参事官）経済産業技官
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　倉田佳奈江
（農林水産省大臣官房付）農林水産技官　板倉　寛
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　森本　将史
（同）同　吉岡　孝
（同）同　石河　正哉
（同）同　辻畑　圭亮
（同）同　阪場　進一
（同）国土交通技官　谷合　隆
（国土交通省総合政策局環境政策課長）国土交通事務官　林　雄一郎
（国土交通省北海道局総務課アイヌ政策室長）同　久保　宜之
（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課長）
国土交通事務官　髙橋　信博
（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長）
国土交通技官　山上　俊行
（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課長）
国土交通事務官　竹内　学
（国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災））同　大塚　久司
（国土交通省港湾局付）国土交通技官　阿野　貴史
（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官　皆川　武士
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（防衛省海上幕僚監部指揮通信情報部情報課）１等海佐　山下　健一
兼官を免ずる
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（国家情報局）を命ずる
（防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部情報課付）１等空佐　辻野　展哉
兼官を免ずる
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（国家情報局）を命ずる
内閣官房副長官補付に併任する

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　南野　圭史
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　猪口　隼人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（各通）
（警察庁警備局付）警視正　羽根　知秀
（同）同　津村　優介
（同）警視長　大嶌　正洋
（同）警視監　中島　寛
（同）警視長　羽石　千代
（同）警視正　宮川　恵三
（消防庁長官付）総務技官　中越　康友
（公安調査庁総務部付）法務事務官　小林賢一郎
（東京地方検察庁検事）検事　岩根　哲康
（外務省大臣官房）外務事務官　澤田　修孝
（同）同　田村　優輝
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　角田　憲亮
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　伊藤　智人
（海上保安庁警備救難部管理課付）海上保安官　酒井　敬
（海上保安庁警備救難部付）同　水戸　雄司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家情報局））に併任する（各通）
（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）内閣事務官）
（同）同　花岡　一央
（同）同　大澤　良行
（同）同　荻野　剛
（同）同　雲田　陽一
（同）同　酒井　雅之
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））同　淡路　恵介
（同）同　稲垣　吉博
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　木原　健介
内閣情報調査室の併任を解除する
国家情報局に併任する（各通）

（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（防災担当）付））内閣府事務官　鈴木　毅
（文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課長）文部科学事務官　奥　篤史
（文部科学省大臣官房付）同　轟　渉
（文化庁企画調整課長）同　桐生　崇
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　村山　直康
（同）農林水産技官　赤羽　元
（経済産業省イノベーション・環境局参事官）経済産業事務官　若林　伸佳
（経済産業省大臣官房付）同　田村　英康
（国土交通省北海道局総務課アイヌ政策室長）国土交通事務官　藤田　望
（国土交通省大臣官房付）同　鈴木　邦夫
（同）同　八木　貴弘
（同）同　小松　雅人
（同）同　寺前　大
（同）国土交通技官　渡眞利　諭
（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長）同　塩井　直彦
（国土交通省水管理・国土保全局水資源政策課長）
国土交通事務官　田中　敬也
（国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災））同　二俣　芳美
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　飯田　修章
国土交通省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　舛田　直樹
農林水産省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））同　渡邉顕太郎
防衛省に出向する（以上七月三十一日）　鈴木　朗尋

法務省

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　吉武恵美子
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（札幌地方検察庁次席検事）同　清水　雅晴
東京高等検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁交通部長）同　和田　文彦
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる
さいたま地方検察庁越谷支部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　西尾健太郎
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁交通部長を命ずる
（千葉地方検察庁検事）同　岡本　洋之
千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　今井　康彰
千葉地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（福岡高等検察庁検事）同　白坂　裕之
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁岡山支部勤務を命ずる
広島高等検察庁岡山支部長を命ずる
（さいたま地方検察庁越谷支部長）同　江口　昌英
福岡高等検察庁検事に配置換する
（千葉地方検察庁特別刑事部長）同　鶴田　洋佐
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁次席検事を命ずる
（広島高等検察庁岡山支部長）同　乙部　竜夫
辞職を承認する
（東京区検察庁副検事）副検事　北畠　智大
東京区検察庁公判部長を命ずる
（立川区検察庁副検事）同　計盛　元宣
東京区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　土屋　敬三
立川区検察庁副検事に配置換する
（新潟区検察庁副検事）同　小野　朗
辞職を承認する（以上七月三十一日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　平墳　優佳
那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇簡易裁判所判事に補する（七月二十九日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月二十八日午前八時四十八分御出門、「水の日」・「水の週間」第五十回特別行事水の未来を考える国際シンポジウムを御聴講のため、日本科学未来館（江東区）へ行幸、午後一時四十六分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ベナンの国祭日につき、七月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　青森県立八戸水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）畑井　和人
（変更後）後村　敏明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）畑井　和人
（変更後）後村　敏明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録漁ろう操船講習機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録漁ろう操船講習機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録漁ろう操船講習機関の名称　国立研究開発法人水産研究・教育機構　水産大学校
二　登録漁ろう操船講習機関の代表者の氏名
（変更前）藤井　徹生
（変更後）三木奈都子
三　変更年月日　令和八年四月一日

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人佐藤方生は願により公証人を免ぜられた。

河原将一は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人佐藤方生の後任を命ぜられた。（以上七月二十三日）（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年七月十五日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年八月四日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町・内畑町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町・内畑町地区
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町地区
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町地区
草津市	草津市長	木川・西一地区地籍測量・境界確定業務　実測図及び調査簿	滋賀県草津市木川町字神保ヶ町、西草津一丁目字籾干場、字下中ノ町、字北中ノ町の各一部
三重県鈴鹿建設事務所	三重県鈴鹿建設事務所長	一般国道３０６号鈴鹿亀山道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	三重県鈴鹿市竹野町字印田の一部、字尾尻の一部、字甲斐町字古一の一部、字名古曽の一部、字大路の一部、字大岡田町字三石の一部
舞鶴市	舞鶴市長	舞鶴市北浜町の一部　実測図及び調査簿　用地	京都府舞鶴市北浜町の一部
上越市	上越市長	市道敷地における未登記土地解消のために行う確定測量で作成した地図及び調査簿	新潟県上越市大潟区潟田地内
北陸地方整備局立山砂防事務所	北陸地方整備局長	称名川流域砂防設備改築事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	富山県中新川郡立山町芦峅寺の一部

泉南郡熊取町	熊取町長	泉南郡熊取町五門西三丁目及び小垣内四丁目確定測量図及び調査簿	大阪府泉南郡熊取町五門西三丁目及び小垣内四丁目の各一部
秋田県	秋田県知事	関口地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業確定図及び調査簿	秋田県湯沢市関口の一部
積水ハウス株式会社山口支店	下松市長	山口県下松市桜町３丁目の一部ＣＳ天王台住宅団地造成工事地図及び調査簿	山口県下松市桜町３丁目の一部
岐阜市	岐阜市長	岐阜薬科大学キャンパス整備事業に伴い作成した確定測量図及び調査簿	岐阜市大学西一丁目の一部
鹿嶋市	鹿嶋市長	スタジアム周辺用地測量業務に伴い作成した地図及び調査簿	茨城県鹿嶋市大字神向寺の一部、大字明石の一部、大字宮中の一部
江南市	江南市長	中般若地区境界確定測量及び表示登記業務に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県江南市中般若町西の一部
三重県	三重県知事	高度水利機能確保基盤整備事業朝見上地区確定測量図及び調査簿	三重県松阪市朝田町の一部
三重県	三重県知事	高度水利機能確保基盤整備事業出江地区確定測量	三重県多気郡多気町下出江他の一部

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

公示催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

令和８年（ヒ）第２６号
京都市南区久世築山町３６３番地の１
清算株式会社　株式会社ニシガミ
代表清算人　上野　篤雄
１　決定年月日　令和８年７月２１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算開始

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
神戸市西区水谷２－14－27カーサM．Y．KⅢ103
清算株式会社　株式会社ボールドカンパニー
１　決定年月日　令和７年７月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所明石支部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生計画取消

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載頁　七十四頁（号外第一五四号）
令和八年八月四日
東京都目黒区下目黒二丁目一三番七号
株式会社トーテック
代表取締役　坂手　保弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ（住所東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号）に対して当社のＷｅｂＤＸコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.sfidax.jp/
令和八年八月四日
東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号
株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ
代表取締役　住田　悦郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ステップとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
埼玉県羽生市北一丁目一〇番三九号
合同会社ステップ
代表社員　芳賀　章浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｃｌａｖｉｏとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
埼玉県川越市東田町四―三二六
合同会社シロクマリーガルパートナーズ
代表社員　青木　聡士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　三頁
令和八年八月四日
東京都港区芝五丁目七番一号
（甲）日本電気株式会社
取締役代表執行役社長　森田　隆之
東京都江東区新木場一丁目一八番七号
（乙）ＮＥＣソリューションイノベータ
株式会社
代表取締役執行役員社長　岩井　孝夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月八日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/116307/announces
令和八年八月四日
東京都港区赤坂四丁目八番一五号赤坂ＫＯＳＥＮビル四階　（甲）株式会社エニグモ
代表取締役　須田　将啓
東京都渋谷区代々木一丁目一三番二号エンドウビル二階　（乙）株式会社ゲツラク
代表取締役　篠宮　佑樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するリズムトーテック株式会社（住所千葉県香取郡東庄町宮野台一番地五〇）に対して当社のめっき事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

石炭鉱業年金基金清算人就任公告

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第34条第６項の規定により解散いたしましたので、石炭鉱業年金基金法施行規則第36条第１項に基づき、次のとおり公告します。
１．代表清算人氏名　風呂谷文雄
２．住所　北海道釧路市北大通十二丁目１番地４
令和８年８月４日　石炭鉱業年金基金
理事長　菊地　靖則

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
東京都江東区新大橋二丁目二〇番二―九〇二号　（甲）合同会社アンドウ
代表社員　安藤　栄基
東京都江東区新大橋二丁目二〇番二―九〇二号　（乙）ＬＷＡ合同会社
代表社員　安藤　栄基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月五日であり、組織変更後の商号は株式会社タビライズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月四日

東京都港区台場一丁目三―四―二九一〇

ＰＨＡＴＢＥＥ合同会社

代表社員　小澤　将玄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月四日

東京都渋谷区代官山町一七番一―三二〇六号

合同会社キーウェスト・ネットワーク

代表社員　ダナ・ポイント・コーポレーション・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　金丸　恭文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月四日

東京都港区新橋二丁目一六番一号

合同会社ＦＵＴＵＲＥ

代表社員　林　洪娟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月四日

三重県鈴鹿市高塚町一八四一番地の一七五

合同会社ハイブリッジ

代表社員　高橋　裕也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月四日

大阪府箕面市粟生新家一丁目四番一二号

合同会社ヒラノインベストメンツ

代表社員　平野　真一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百九十九万円減少し四百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月四日

札幌市清田区平岡二条三丁目六番一四号

株式会社ハッピードッグ

代表取締役　米田　史

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年九月十日です。

令和八年八月四日

山形県長井市九野本四一〇四番地

興栄電気産業株式会社

代表取締役　本石　康紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月四日

東京都港区白金一丁目二番二号

株式会社井口鉄工所

代表取締役　井口　修一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月四日

愛媛県南宇和郡愛南町敦盛三五一番地

南洋漁業株式会社

代表取締役　大塚　浩二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月八日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月四日

東京都港区白金一丁目二番二号

株式会社井口鉄工所

代表取締役　井口　修一

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、退社した社員へオルヒーシュチェホルスキーに対する持分の払戻しとして金五百万円を交付し、そのため資本金の額を金五百万円減少して金一万円とすることにいたしました。なお、当該持分払戻額は、持分の払戻しをする日における当社の剰余金額及び純資産額を超える見込みです。

この資本金の額の減少又は持分の払戻しに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月四日

東京都板橋区蓮根二丁目二七番一二号二

コンカーボ合同会社

Ｆ―二九

代表社員　山口　善夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月十五日付官報の号外第二七三号一二四頁に掲載されています。

令和八年八月四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ特定目的会社

取締役　小島　直子

訂正公告

令和八年七月二十九日（号外第一七〇号）掲載の解散公告中、「株式会社エンジニアリングサービス」とあるは「株式会社光エンジニアリングサービス」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月四日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年七月二十三日官庁報告欄法務省告示配第百十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
七二	二	三	三崎市高津区	三崎市宮部区
令和八年七月二十二日掲載の山形家庭裁判所に係る令和八年（家）第二〇四六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
九二			五226番地7	226番地の1
〃			八蔵田町	蔵田村